

財務省防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、財務省防災業務計画の修正を行った。今回の主な修正の要旨は以下のとおり。

1. 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月変更）に基づく主な改正
 - 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応を追加
 - 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の対応を追加
 - 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」が発表された場合の対応を追加
 - 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」が発表された場合の対応を追加

2. 防災基本計画（令和3年5月変更）に基づく主な改正
 - 災害が発生するおそれがある段階での財務省災害対策本部の設置を可能とすることを明示

3. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年9月変更）に基づく主な改正
 - 「後発地震への注意を促す情報」が発表された場合の対応を追加
 - 防災対策推進地域指定の改定に基づく対象機関の追加

令和5年6月22日
財務大臣 鈴木 俊一